平成２６年（フ）第２０号
東京都荒川区西尾久６丁目14―18―301
債務者　杉浦竜太郎
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目１―５―502
債務者　白川　澄夫
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１号
東京都世田谷区玉堤１丁目20―19―307
債務者　河野　靖弘
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２号
東京都世田谷区玉堤１丁目20―19―307
債務者　河野　史恵（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４号
東京都新宿区住吉町14―９―３―Ｂ
債務者　田代　睦男
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５号
東京都荒川区南千住６丁目19―５―303
債務者　児玉　和也
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４７号
東京都足立区島根３丁目21―13―214
債務者　増田　正明
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８号
東京都板橋区板橋４丁目11―10―101
債務者　金村亮治こと　金　　亮治
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９号
東京都豊島区東池袋１丁目45―11―706
債務者　大澤　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０号
東京都板橋区大原町１―１―302
債務者　新海　純子（旧姓江戸）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２号
東京都品川区大井３丁目25―14
債務者　徳島　祐子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３号
東京都立川市曙町１丁目８―13―203
債務者　大森　律子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４号
千葉県船橋市高野台１丁目19―16
債務者　細野　遥香（旧姓小方）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７号
東京都墨田区本所４丁目15―４　都市型軽費老人ホーム　ワゲン本所
債務者　岡田　幹博
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８号
埼玉県さいたま市見沼区丸ヶ崎町31―３―102
債務者　渡辺　佑介
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３号
東京都荒川区南千住６丁目17―４―Ａ202
債務者　貴田　祐造
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部